

2022年6月14日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町1-39-5
水天宮北辰ビル7階

五洋インテックス株式会社

代表取締役
社 長 吉 川 元 宏

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様を安全を最優先に、株主総会当日のご来場をお控えいただき、可能な限り書面にて事前に議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

事前に議決権を行使いただく際には、お手数ながら後記の株主総会参考書類（45ページから48ページまで）をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（2ページ）をご参照いただき、

2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午後 1時
受付開始 正午
2. 場 所 愛知県小牧市小木5丁目411番地
五洋インテックス株式会社 小牧本社
3階
末尾の会場ご案内図をご参照ください。
3. 目的事項
報告事項 1. 第45期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告及び
計算書類の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 定款一部変更の件（本店の所在地）

4. 議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。是非とも議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権の行使は、以下の2つの方法がございます。

[当日ご出席いただける場合]

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。

[書面により議決権を行使される場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年6月28日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せずにご提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.goyointex.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主様へのお願い

- ・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.goyointex.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近に、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りにいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから7日間が経過していない株主様は、書面による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご出席をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、世界経済は低迷しました。我が国の経済も楽観できず、緊急事態宣言の発令に伴い、国内消費及び景気回復に影響が出ています。また、木材資材価格の高騰に伴い、当社グループを取り巻く事業環境は、室内装飾品関連（カーテン等）市場に影響を及ぼします新設住宅着工総戸数が伸び悩む状態にあります。

売上高は、室内装飾品関連では主にマンション業者への販売が振るわず減少となり、3月年度末に売上増加を期待したものの、2020年2月から流行し始めた新型コロナウイルス感染症の感染拡大長期化により、想定した売上を下回りました。メディカル関連では2019年8月から五洋亜細亜株式会社（旧MNC株式会社）が本格的にメディカルツーリズムサービスを開始しましたが、2020年1月からは新型コロナウイルス感染症による旅行制限の影響を受け、未だに事業は停止状態にあり、全体では大幅な減少となりました。

利益面におきましては、販売費及び一般管理費の削減により、営業損失は改善したものの、商品の評価基準見直しに伴う評価減及び、上場違約金の発生により、損失は大幅に改善することはできませんでした。

以上の結果、売上高は前年同期比 15.4%減の 768 百万円、営業損失は 303 百万円（前連結会計年度は 502 百万円の営業損失）、経常損失は 345 百万円（前連結会計年度は 537 百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は 422 百万円（前連結会計年度は 567 百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な設備の新設、除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

運転資金及び借入金返済資金として、当社代表取締役社長の個人会社及び個人から合計 417 百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用や所得環境の改善により、景気は緩やかな回復傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う度重なる緊急事態宣言の発令により、経済活動の停滞が心配されております。

室内装飾品関連（カーテン等）業界におきましては、新設住宅着工総戸数は低迷しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のための外出自粛による消費マインドの低下と消費行動の変化が、その後に与える影響につきましては不透明であります。また、住宅市場に

おける資材の高騰(木材)により、今後の新設住宅着工件数は依然として低迷が懸念されます。

このような状況の下、室内装飾品関連においては引き続き2018年11月に大幅改訂しました「サザンクロス」による継続的な売上確保と、2020年に一部改訂した「インハウス」において売上高増加を目指してまいります。

また、喫緊の課題として経営体制の見直しが必要な状況の下、2021年4月及び2021年8月に刷新された新経営陣による経営体制の立て直し及び内部管理体制の改善を実施してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第42期 2019年3月期	第43期 2020年3月期	第44期 2021年3月期	第45期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売 上 高	1,531	1,207	908	768
経 常 損 失 (△は損失)	△312	△296	△537	△345
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△は純損失)	△418	△280	△567	△422
1株当たり当期純損失 (△は純損失)	△41円45銭	△27円75銭	△52円66銭	△28円08銭
総 資 産	1,310	794	546	293
純 資 産	688	404	△63	△440

- (注) 1. 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第42期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失を算定しております。
2. 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っております。第42期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第42期 2019年3月期	第43期 2020年3月期	第44期 2021年3月期	第45期 (当期) 2022年3月期
売 上 高	1,216	1,002	708	548
経 常 損 失 (△は損失)	△250	△305	△507	△340
当 期 純 損 失 (△は純損失)	△526	△229	△537	△417
1株当たり当期純損失 (△は純損失)	△52円09銭	△22円76銭	△49円86銭	△27円75銭
総 資 産	1,139	616	532	276
純 資 産	606	370	△66	△438

- (注) 1. 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第42期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失を算定しております。
2. 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っております。第42期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当期の期首から適用しており、当期の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
室内装飾品関連	インテリアファブリックス、カーテン生地及び縫製製品の販売

(7) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

本店 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目39番5号 水天宮北辰ビル7階
 物流拠点 物流センター (愛知県小牧市)
 管理本部 愛知県小牧市

営業所 札幌支店 (札幌市中央区)
 東京支店 (東京都中央区)
 名古屋支店 (愛知県名古屋市)
 大阪支店 (大阪市中央区)

② 株式会社イフ

本社 愛知県小牧市小木五丁目411番地
 (注)2022年3月31日現在の所在地です。

2022年1月7日付本店所在地を「愛知県小牧市三ツ淵1632-1 アイシンビル2階」から、「愛知県小牧市小木五丁目411番地」へ変更しております。

店舗 イフ浜松店 (浜松市中区)
 イフ小牧店 (愛知県小牧市)
 イフ富山店 (富山県富山市)

③ 五洋亜細亜株式会社

本社 東京都中央区日本橋三丁目7番13号 日本橋お起奈ビル2階

(8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
室内装飾品関連	42名	△6名
合計	42名	△6名

(注) 上記の従業員数には臨時従業員21名は含んでおりません。

② 当社の従業員

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
35名	△4名	46.2才	9.2年

(注) 上記の従業員数には臨時従業員 12 名は含んでおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社イフ	10,000千円	100.0%	室内装飾品の販売
五洋亜細亜株式会社	6,972千円	100.0%	医療を目的とした観光に関する情報提供サービス及びツアーの企画・手配

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
衛藤正隆	205,000千円
青野純	200,000千円
株式会社 P&C	100,000千円
岐阜信用金庫	40,000千円
株式会社コスモアールエス	8,500千円

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 43,262,300 株
- (2) 発行済株式の総数 20,815,585 株
(自己株式 3,595 株を含む)
- (3) 株主数 2,890 名
(前期末比 2,537 名減)

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
吉川元宏	10,000千株	48.04%
INTERACTIVE BROKERS LLC	710千株	3.41%
下村一喜	310千株	1.48%
富田裕正	223千株	1.07%
TODIC MILOS	211千株	1.01%
下条辰也	200千株	0.96%
田島奈央子	183千株	0.88%
佐野恵一	155千株	0.74%
大村正恵	144千株	0.69%
大村寿男	143千株	0.69%

(注) 持株比率につきましては、自己株式 (3,738 株) を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉 川 元 宏	株式会社サンブレインズ 代表取締役 株式会社ベガス・エレクトラ 代表取締役 株式会社コスモアルエス 代表取締役 大阪大学接合科学研究所 環境資源開発プロジェクト 高橋、内田研究室共同研究員 株式会社ベガサス 代表取締役 株式会社くらし再生機構 代表取締役 株式会社海帆 社外取締役
取 締 役	岩 田 通 明	株式会社ロックフィールド 代表取締役
取 締 役	羽 二 生 博 志	株式会社R i F 代表取締役
常 勤 監 査 役	森 慶 典	
監 査 役	中 村 雅 晴	公 認 会 計 士 公認会計士中村雅晴事務所 代表
監 査 役	山 本 孝 之	公 認 会 計 士 山本孝之公認会計士事務所 代表 株式会社ペッパーフードサービス 社外取締役 株式会社フューチャーアカウンティング 代表取締役
監 査 役	和 田 佳 久	弁 護 士 東京F A I R W A Y法律事務所 代表弁護士
監 査 役	川 口 直 也	弁 護 士 川口法律事務所 代表
監 査 役	北 野 一 郎	公 認 会 計 士 公認会計士北野一郎事務所 代表

- (注) 1. 代表取締役吉川元宏氏は、2021年4月30日開催の臨時株主総会において、同氏を取締役に選任することを承認可決されました。なお、株主総会終了後の取締役会において、吉川元宏氏は代表取締役社長に選定され就任いたしました。
2. 中村雅晴氏、山本孝之氏の両氏は社外監査役であります。
3. 社外監査役の中村雅晴氏は、大手会計事務所での監査経験があり、多岐にわたる業務経験と会計専門家としての高い見識を有しております。
4. 社外監査役の山本孝之氏は、大手監査法人での監査経験があり、多岐にわたる業務経験と会計専門家としての高い見識を有しております。
5. 2021年7月29日付けにて、尾中直也氏は、取締役を辞任により退任いたしました。
6. 2021年8月31日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって、菊地徹氏、藤原充也氏、宮崎敏明氏は、取締役を辞任により退任いたしました。
7. 2021年8月31日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって、吉田稔氏は、監査役を辞任により退任いたしました。
8. 和田佳久氏は2021年10月5日に監査役を辞任により退任いたしました。なお当該監査役の地位及び担当は退任時の地位及び担当であります。
9. 川口直也氏、北野一郎氏の両氏は2021年12月31日に監査役を辞任により退任いたしました。なお当該監査役の地位及び担当は退任時の地位及び担当であります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の額の決定に関する方針

当社は、役員報酬等の決定方針については特に定めておりませんが、役員報酬等につきましては、役位、在勤年数、業績評価、会社の業績等を総合的に勘案し、株主総会で決議された支払限度額の範囲内で、決定しております。

(1) 取締役の個人別の報酬の内容の決定に係る委任に関する事項

2021年8月31日開催の取締役会において、取締役会決議に基づく再委任により代表取締役社長吉川元宏氏が個人別の報酬の内容を決定可能としております。代表取締役社長に委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

② 取締役及び監査役報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	13,899	13,899	—	—	—	6
監査役 (社外監査役を除く。)	2,850	2,850	—	—	—	2
社外役員	3,400	3,400	—	—	—	5

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
監査役	中村雅晴	公認会計士中村雅晴事務所 代表	重要な取引関係はありません
監査役	山本孝之	山本孝之公認会計士事務所 代表	重要な取引関係はありません
監査役	和田佳久	東京F A I R W A Y法律事務所 代表弁護士	外部調査委員会に係る取引関係があります。
監査役	川口直也	川口法律事務所 代表	重要な取引関係はありません
監査役	北野一郎	公認会計士北野一郎事務所 代表	重要な取引関係はありません

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	当社での主な活動状況
監査役	中村雅晴	社外監査役就任後に開催された取締役会7回のうち2回に出席し、又監査役会5回のうち4回に出席し、公認会計士としての見識に基づき、客観的な立場から監査を行い、適切な発言を行っております。
監査役	山本孝之	社外監査役就任後に開催された取締役会7回のうち4回に出席し、又監査役会5回のうち5回に出席し、公認会計士としての見識に基づき、客観的な立場から監査を行い、適切な発言を行っております。
監査役	和田佳久	2022年10月5日付で辞任するまでの開催の取締役会15回のうち10回に出席し、又監査役会7回のうち7回に出席し、公認会計士としての見識に基づき、客観的な立場から監査を行い、適切な発言を行っております。

区 分	氏 名	当社での主な活動状況
監 査 役	川 口 直 也	2022年12月31日付で辞任するまでの開催の取締役会18回のうち11回に出席し、又監査役会回の9回のうち9回に出席し、公認会計士としての見識に基づき、客観的な立場から監査を行い、適切な発言を行っています。
監 査 役	北 野 一 郎	2022年12月31日付で辞任するまでの開催の取締役会18回のうち9回に出席し、又監査役会9回のうち6回に出席し、公認会計士としての見識に基づき、客観的な立場から監査を行い、適切な発言を行っています。

- (注) 1. 社外監査役和田佳久氏につきましては、2022年10月5日の辞任までの状況、川口直也氏、北野一郎氏の両氏につきましては、2022年12月31日の辞任までの状況を記載しております。
2. 社外監査役中村雅晴氏、山本孝之氏の両氏につきましては、2022年8月31日就任後の状況を記載しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社が定款に基づき社外監査役と締結した責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任につき、法令に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（マネジメントリスクプロテクション保険）契約を締結しております。

このマネジメントリスクプロテクション保険契約の被保険者は、当社の社外監査役及び会計監査人であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

契約内容は以下のとおりであります。

- ・保険期間は2021年9月12日から2022年9月12日です。
- ・補償対象としている保険事故の概要は次のとおりです。
 - (i) 会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としています。
 - (ii) このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 監査法人の名称

フロンティア監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	15,000 千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておりません。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社が定款に基づき会計監査人フロンティア監査法人と締結した責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任につき、法令に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合による場合の他、当該会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会はその事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

6. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制の構築、維持、整備に向け、監査役及び内部監査部門が連携して調査を行い、取締役会に報告する。コンプライアンスに関する社内の報告体制として、各担当部署の責任者は内部監査部門への報告を徹底する。
- (2) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役会は、毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時に行う。また、各取締役の職務に関して意見の交換を行い、職務改善を行う。
- (3) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に基づき、文書並びに関連資料を保存及び管理し、取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧できる。また、文書管理規程に定める文書以外についても、その重要度に応じて保管及び管理し、当社役員は社員に対してこれらの文書の保存及び管理を適正に行うよう指導する。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、災害、商品品質、情報セキュリティ等に係るリスクに関しては、内部監査部門と担当部署にてリスクに対する評価を行うとともに適切な対応を協議し、取締役会へ報告する。
不測の事態が生じた場合は、直ちに担当取締役に報告し、責任者を決定し速やかに対応する。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社に関しては、当社の内部監査部門が監査を行い、当社グループとしての業務が適正であるかを調査する。調査の結果は担当取締役に報告し、重要度の高い事項については、対応を検討する。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役職務を補助する専任の社員はいないが、監査役より補助する社員の要請があった場合は、内部監査部門の社員が補助を務め、監査役からの指示により業務を執行する。
監査役を補助を務める内部監査部門の社員は、取締役からの指示命令を受けず、独立した立場となり、業務を遂行した評価については、監査役の意見を求める。また、職務を補助する内部監査部門の社員の任命、異動については、監査役会の同意を得る。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び社員は、監査役に対して法定の事項に加え、全体的に重要な影響を及ぼす事項、

監査の実施状況、その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告、情報提供を行う体制を設ける。

(8) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、常に重要な会議に出席し、取締役及び社員と意見交換を行う。また、監査報告をもとに代表取締役社長と定期的に情報・意見交換を実施する。

(9) 監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社の取締役及び社員に対し、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(10) 財務報告の信頼性及び資産保全の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために必要な体制及び有する資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制を会社法その他の関係法令に準拠して整備する。また、財務報告に係る内部統制の有効性を自ら評価し、外部に向けて報告する体制を整備する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないこととする。また、必要に応じ弁護士、警察等の専門機関とも連携を取る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、コンプライアンス体制を維持するため、監査役及び内部監査室が連携して調査を行い、また、内部通報制度を設け実行することで、コンプライアンスの実効性向上を図りました。また、反社会的勢力に関する情報収集を図るため、愛知県企業防衛対策協議会に参加しております。

監査役は、取締役会や重要な会議に常に出席し、取締役及び社員と対話するとともに、内部監査室と連携し、取締役及び社員の職務の執行状況を監査しました。

7. 剰余金の配当の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の1つとして位置づけており、効率的な業務運営による収益力の向上、財務体質の強化に努めるとともに、安定的な配当の継続を基本方針としております。また、内部留保金につきましては、経営体質の強化、設備投資、将来の事業展開に備えることを方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、当期純損失であることから、誠に不本意ではございますが、無配とさせていただきますと存じます。株主の皆様には深くお詫び申しあげるとともに、早期復配を目指して努力いたします所存でございます。

事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	197,781	流動負債	628,774
現金及び預金	7,217	支払手形	745
受取手形	2,460	買掛金	16,029
売掛金	74,260	短期借入金	422,500
商品	87,842	1年内返済予定の長期借入金	100,000
貯蔵品	3,112	リース債務	1,834
前渡金	7,030	未払金	35,447
前払費用	4,494	未払費用	47,785
未収入金	10,845	未払法人税等	1,481
その他	1,282	未払消費税等	664
貸倒引当金	△764	前受金	427
固定資産	78,438	預り金	1,857
投資その他の資産	78,438	固定負債	86,292
関係会社株式	0	長期借入金	40,000
出資金	30	リース債務	985
関係会社長期貸付金	262,014	繰延税金負債	1,298
破産更生債権等	101,257	退職給付引当金	30,445
差入保証金	43,515	資産除去債務	13,563
貸倒引当金	△328,378	負債合計	715,067
		純資産の部	
		株主資本	△438,847
		資本金	59,344
		資本剰余金	747,785
		資本準備金	747,785
		利益剰余金	△1,244,081
		利益準備金	69,000
		その他利益剰余金	△1,313,081
		繰越利益剰余金	△1,313,081
		自己株式	△1,895
		純資産合計	△438,847
資産合計	276,220	負債及び純資産合計	276,220

損 益 計 算 書

〔 2021年4月 1日から
2022年3月31日まで 〕

(単位：千円)

項 目	金 額	金 額
売上高		548,405
売上原価		335,049
売上総利益		213,356
販売費及び一般管理費		515,243
営業損失 (△)		△301,886
営業外収益		
受取利息	2,464	
受取配当金	0	
受取賃貸料	51,477	
業務受託料	4,800	
助成金収入	10,919	
その他	1,352	71,013
営業外費用		
支払利息	34,831	
貸倒引当金繰入額	15,312	
賃貸収入原価	50,296	
和解金	6,000	
その他	2,953	109,394
経常損失 (△)		△340,268
特別損失		
減損損失	52,537	
違約金	22,653	75,190
税引前当期純損失 (△)		△415,458
法人税、住民税及び事業税	1,481	
法人税等調整額	233	1,715
当期純損失 (△)		△417,174

株主資本等変動計算書

〔 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 〕

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,434,489	747,785	—	747,785	69,000	△2,316,051	△2,247,051
当期変動額							
新株の発行	45,000						
当期純損失(△)						△417,174	△417,174
資本金から剰余金への振替	△1,420,144		1,420,144	1,420,144			
欠損填補			△1,420,144	△1,420,144		1,420,144	1,420,144
自己株式の取得							
当期変動額合計	△1,375,144	—	—	—	—	1,002,969	1,002,969
当期末残高	59,344	747,785	—	747,785	69,000	△1,313,081	△1,244,081

	株主資本		純資産 合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△1,893	△66,670	△66,670
当期変動額			
新株の発行		45,000	45,000
当期純損失(△)		△417,174	△417,174
資本金から剰余金への振替		—	—
欠損填補		—	—
自己株式の取得	△2	△2	△2
当期変動額合計	△2	△372,177	△372,177
当期末残高	△1,895	△438,847	△438,847

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社は、2015年3月期以降営業損失を計上する状況が続いております。当事業年度においても新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、売上高の大幅な減少と多額の損失を計上したことにより、債務超過の状況にあります。また、それに伴い手元流動性資金が減少している状況にあります。さらに、当社株式は、2021年6月25日に株式会社東京証券取引所より整理銘柄の指定を受け、2021年7月26日に上場廃止となりました。

これらにより、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

当該状況を解消又は改善するために以下の対応策を継続して実施しております。

まず、売上高の回復策として、室内装飾品関連は、①販売チャネルの見直しによる新規顧客の開拓、②過去に取引のあった休眠取引先への再アプローチ、③積極的なマーケティング及びデジタルマーケティングによる既存顧客の取引額のアップと新規顧客の獲得、④パートナー(代理店)戦略の強化を行い、売上高の増加を図っております。そして、当社主力ブランドである INHOUSE、サザンクロスの全面改訂を2023年度下半期に計画しており、室内装飾品関連のマーケットにおけるシェアを獲得すべく、既存取引先以外にも営業活動を通じて当社ブランドの普及をしております。また、コスト削減策として、現行の国内仕入先から海外仕入先へシフトすることによる売上原価率の低減、不採算拠点の廃止などによる販売に係るコスト削減の徹底により、利益構造の改善を図っております。また、縫製工場を内製化することにより、物づくりの会社としての責任ある商品提供を徹底し、品質の向上を目指します。さらに外注コストの削減、オペレーション工数の削減により、縫製コストを低減させ、利益率の向上を目指します。

以上の対応策に加え、財務面においては主に代表者からの借入及び当事業に深く理解をいただいている個人とコミットメントライン契約を締結しており、事業運営上の必要資金を確保しております。

さらに、資本政策における資本の増強を目的とした資本業務提携等による長期安定資金の調達を検討しており、投資家や事業会社と協議を進め、早期の債務超過の解消を目指しております。

しかしながら、売上高の回復策については、成果の達成に一定の期間を要する事に加え、上場廃止に伴う信用不安などにより、その達成には重要な不確実性が認められます。また、長期安定資金の調達及び債務超過の解消のための資本政策については、確定した事項ではなく、その実現には重要な不確実性が認められます。

以上により、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品 移動平均法

貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法

(リース資産を除く)

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 6年

(2) 無形固定資産 定額法

(リース資産を除く)

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当期末において従業員が自己都合により退職した場合の退職金要支給額の100%を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

室内装飾品関連事業においては、主にカーテン及びカーテン生地の販売を行っております。当該販売については、全て国内の販売であり、出荷時から当該商品を引き渡すまでの期間が通常の期間であるため、顧客に商品を出荷した時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更)

（「収益認識に関する会計基準」等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。また、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高に与える影響もありません。

当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失に与える影響はありません。

（「時価の算定に関する会計基準」等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(商品の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	87,842 千円
売上原価 (商品評価損)	48,243 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類 連結注記表 (会計上の見積りに関する注記) (商品の評価) の内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 ー千円

2. 関係会社に対する金銭債権、債務 (区分表示したものを除く)

(1) 短期金銭債権	4,613 千円
(2) 短期金銭債務	9,177 千円
(3) 長期金銭債権	541 千円

3. 貸出コミットメント契約

当社は、財務基盤の強化を図るため、貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	500,000 千円
借入実行残高	200,000 千円
差引額	300,000 千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	25,090 千円
営業取引以外の取引による取引高	7,050 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式	3,738 株
------	---------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金繰入超過額、棚卸資産評価損、減損損失、繰越欠損金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、資産除去債務に対応する除去費用であります。

なお、繰延税金資産に対して、全額評価性引当額を計上しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 イフ	所有 直接100%	当社商品 の販売 資金の貸 付 資金の借 入	管理業務 の受託 (注)1	4,800	—	—
				—	—	関係会社 長期貸付 金 (注)3	150,000
				利息の受 取 (注)2	2,250	流動資産 (その 他)	176
				資金の借 入 資金の返 済	20,000 25,000	短期借入 金	9,000
子会社	五洋亜細 亜株式会 社	所有 直接100%	役員の兼 任 資金の貸 付	—	—	関係会社 長期貸付 金 (注)4	112,014
				—	—	破産更生 債権等 (注)4	541
				—	—		

(注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. 取引条件は、市場相場を勘案し決定しており、当社と関連を有しない他の事業者と同様の取引条件
によっております。

2. 資金の貸付、資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。担保
の受入れ、差入れはありません。

3. 株式会社イフに対する関係会社長期貸付金について、117,236千円の貸倒引当金を計上しております。
この引当金に関連し、当事業年度において2,061千円の貸倒引当金繰入額(営業外費用)を計上しており
ます。

4. 五洋亜細亜株式会社に対する関係会社長期貸付金及び破産更生債権等について、110,096千円の貸倒引当金を計上しております。この引当金に関連し、当事業年度において330千円の貸倒引当金繰入額（営業外費用）を計上しております。

4. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	宮崎敏明 (注) 1	被所有 直接 0.0	当社取締役	資金の返済 利息の支払 (注) 2	29,500 0	— —	— —
役員	吉川元宏	被所有 直接 48.04	当社取締役	債務の株式化 (注) 3 利息の支払 (注) 2	45,000 887	— 未払費用	— 887
役員が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 コスモアールエス (注) 4	—	—	資金の借入 資金の返済 利息の支払 (注) 2	12,500 4,000 16	短期借入金 未払費用	8,500 16

(注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 宮崎敏明氏は、2021年8月31日をもって当社取締役を辞任しており、上記の内容は当事業年度の在任期間に係るものであります。
2. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。担保の差入れはありません。
3. 債務の株式化については、吉川元宏氏が当社の行った第三者割当増資を1株につき4.5円で引き受けたものであります。

4. 当社役員吉川元宏氏が議決権の100%を直接保有しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
連結計算書類 連結注記表（収益認識に関する注記）の内容と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 $\Delta 21$ 円 08 銭
2. 1株当たり当期純損失 27 円 75 銭

(重要な後発事象に関する注記)

(株式取得による子会社化)

当社は、2022年3月11日開催の臨時取締役会において、株式会社日高の株式を取得することにより子会社化する件について以下のとおり決議しました。

詳細は、連結計算書類 連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載のとおりであります。

(株式併合)

当社は、2022年5月23日開催の臨時取締役会において、2022年6月29日開催の定時株主総会において普通株式の併合に係る議案が承認可決されることを条件として、普通株式の併合を行うことを決議しました。

詳細は、連結計算書類 連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載のとおりであります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	243,683	流動負債	642,430
現金及び預金	14,920	支払手形及び買掛金	33,149
受取手形	3,340	短期借入金	413,500
売掛金	103,189	1年内返済予定の長期借入金	100,000
商品	93,035	リース債務	1,834
貯蔵品	3,112	未払金	35,916
その他	27,004	未払費用	50,142
貸倒引当金	△919	未払法人税等	1,774
固定資産	50,150	その他	6,112
有形固定資産	5,224	固定負債	92,124
建物及び構築物	5,224	長期借入金	40,000
その他	0	リース債務	985
投資その他の資産	44,925	繰延税金負債	1,298
破産更生債権等	183,899	退職給付に係る負債	36,276
差入保証金	44,895	資産除去債務	13,563
その他	30	負債合計	734,554
貸倒引当金	△183,899	純資産の部	
		株主資本	△440,721
		資本金	59,344
		資本剰余金	749,257
		利益剰余金	△1,247,428
		自己株式	△1,895
		純資産合計	△440,721
資産合計	293,833	負債及び純資産合計	293,833

連結損益計算書

〔 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 〕

(単位：千円)

項 目	金 額	額
売上高		768,620
売上原価		467,113
売上総利益		301,506
販売費及び一般管理費		604,830
営業損失 (△)		△303,323
営業外収益		
受取利息	216	
受取配当金	0	
受取賃貸料	51,477	
助成金収入	12,410	
その他	1,412	65,517
営業外費用		
支払利息	34,838	
貸倒引当金繰入額	12,920	
賃貸収入原価	50,296	
和解金	6,000	
その他	3,151	107,208
経常損失 (△)		△345,013
特別損失		
減損損失	52,537	
違約金	22,653	75,190
税金等調整前当期純損失 (△)		△420,204
法人税、住民税及び事業税	1,774	
法人税等調整額	233	2,008
当期純損失 (△)		△422,213
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△422,213

連結株主資本等変動計算書

〔 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 〕

(単位:千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	1,434,489	749,257	△2,245,359	△1,893	△63,505	△63,505
当期変動額						
新株の発行	45,000				45,000	45,000
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△422,213		△422,213	△422,213
資本金から剰余 金への振替	△1,420,144	1,420,144			—	—
欠損填補		△1,420,144	1,420,144		—	—
自己株式の取得				△2	△2	△2
当期変動額合計	△1,375,144	—	997,931	△2	△377,215	△377,215
当期末残高	59,344	749,257	△1,247,428	△1,895	△440,721	△440,721

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、2015年3月期以降営業損失を計上する状況が続いております。当連結会計年度においても新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、売上高の大幅な減少と多額の損失を計上したことにより、債務超過の状況にあります。また、それに伴い手元流動性資金が減少している状況にあります。さらに、当社株式は、2021年6月25日に株式会社東京証券取引所より整理銘柄の指定を受け、2021年7月26日付にて上場廃止となりました。

これらにより、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

当該状況を解消又は改善するために以下の対応策を継続して実施しております。

まず、売上高の回復策として、室内装飾品関連は、①販売チャネルの見直しによる新規顧客の開拓、②過去に取引のあった休眠取引先への再アプローチ、③積極的なマーケティング及びデジタルマーケティングによる既存顧客の取引額のアップと新規顧客の獲得、④パートナー(代理店)戦略の強化を行い、売上高の増加を図っております。そして、当社主力ブランドである INHOUSE、サザンクロスの全面改訂を2023年度下半期に計画しており、室内装飾品関連のマーケットにおけるシェアを獲得すべく、既存取引先以外にも営業活動を通じて当社ブランドの普及をしております。また、コスト削減策として、現行の国内仕入先から海外仕入先へシフトすることによる売上原価率の低減、不採算拠点の廃止などによる販売に係るコスト削減の徹底により、利益構造の改善を図っております。また、縫製工場を内製化することにより、物づくりの会社としての責任ある商品提供を徹底し、品質の向上を目指します。さらに外注コストの削減、オペレーション工数の削減により、縫製コストを低減させ、利益率の向上を目指します。

以上の対応策に加え、財務面においては主に代表者からの借入及び当社事業に深く理解をいただいている個人とコミットメントライン契約を締結しており、事業運営上の必要資金を確保しております。

さらに、資本政策における資本の増強を目的とした資本業務提携等による長期安定資金の調達を検討しており、投資家や事業会社と協議を進め、早期の債務超過の解消を目指しております。

しかしながら、売上高の回復策については、成果の達成に一定の期間を要する事に加え、上場廃止に伴う信用不安などにより、その達成には重要な不確実性が認められます。また、長期安定資金の調達及び債務超過の解消のための資本政策については、確定した事項ではなく、その実現には重要な不確実性が認められます。

以上により、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社イフ
五洋亜細亜株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、五洋亜細亜株式会社の決算日は12月31日であります。
連結計算書類の作成に当たっては、3月末日に仮決算を実施しております。
その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によ
っております。

商品 移動平均法

貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法

(リース資産を除く)

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物について
は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～15年

② 無形固定資産 定額法

(リース資産を除く)

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能
期間(5年)に基づいております。

③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び連結子会社は売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権につい

ては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社及び連結子会社は、主にカーテン及びカーテン生地を顧客へ販売しております。当該販売については全て国内の販売であり、出荷時から当該商品を引き渡すまでの期間が通常の期間であるため、顧客に商品を出荷した時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「収益認識に関する会計基準」等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。また、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高に与える影響もありません。

当連結会計年度の 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純損失に与える影響はありません。

(「時価の算定に関する会計基準」等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項

に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(商品の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品	93,035千円
売上原価(商品評価損)	48,243千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品評価損の計上要否の判断においては、販売可能性の観点から、主として販売を終了した商品及び回転期間を基準に今後の販売可能性が低いと判断される一定数量以上の商品について、収益性の低下を認識しております。

回転期間を基礎とした評価方法においては、将来の販売見込数量について、過去の販売実績が一定期間において継続することを前提として見積りを行っております。

これらの見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、新型コロナウイルスの感染状況やその他の経営環境の変化により、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な商品評価損を計上する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 10,529千円
2. 貸出コミットメント契約

当社は、財務基盤の強化を図るため、貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	500,000千円
借入実行残高	200,000千円
差引額	300,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	20,815,585株
------	-------------

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、事業会社等からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。借入金の使途は運転資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 破産更生債権等	183,899		
貸倒引当金 (*2)	△183,899		
	0	0	—
(2) 差入保証金	44,895	43,301	△1,594
資産計	44,895	43,301	△1,594
(1) 長期借入金	40,000	39,084	△915
負債計	40,000	39,084	△915

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「1年内返済予定の長期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 破産更生債権等に個別に計上されている貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	—	0	—	0
差入保証金	—	43,301	—	43,301
資産計	—	43,301	—	43,301
長期借入金	—	39,084	—	39,084
負債計	—	39,084	—	39,084

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

破産更生債権等

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

時価は、将来の返還予定額を期末日の想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

時価は、元金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	ブランド別卸売					小売	合計
	インハウス	ササノクロス	スウィング	その他	計		
顧客との契約から生じる収益	244,912	167,285	83,413	52,795	548,405	220,215	768,620
外部顧客への売上高	244,912	167,285	83,413	52,795	548,405	220,215	768,620

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 △21 円 17 銭
2. 1株当たり当期純損失 28 円 08 銭

(重要な後発事象に関する注記)

(株式取得による子会社化)

当社は、2022年3月11日開催の臨時取締役会において、株式会社日高の株式を取得することにより新たに連結子会社化する件について以下のとおり決議いたしました。

(1) 企業結合の概要

1. 被取得企業の名称及び事業の内容

名 称 株式会社日高
事業内容 室内カーテンの縫製業

2. 企業結合を行った主な理由

当社の主力業務である室内装飾品（カーテン）を作るにあたり、現在は縫製業務を全て外注としていますが、当該会社の株式を取得して縫製工場を内製化することにより、品質の向上、受注後のオペレーションの削減等コスト低下を図り、全体コストの削減に繋がることを目的として、株式を取得し完全子会社化することといたしました。

3. 企業結合日

2022年4月1日

4. 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

5. 結合後企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

6. 取得した議決権比率

100%

7. 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 10千円
取得原価 10千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

- (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳現時点では確定しておりません。

(株式併合)

当社は、2022年5月23日開催の臨時取締役会において、2022年6月29日開催の定時株主総会において普通株式の併合に係る議案が承認可決されることを条件として、普通株式の併合を行うことを決議しました。

1. 株式併合の目的

株式管理コスト等の経費削減を目的として株式併合を実施することといたしました。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の割合

2022年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数を基準に、1,000千株につき1株の割合で併合いたします。

(3) 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 (2022年3月31日現在)	20,815,585株
株式併合により減少する株式数	20,815,565株
株式併合後の発行済株式総数	20株

3. 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果生じた1株に満たない端数については、会社法の定めに従い裁判所の許可を取得し、吉川元宏氏に一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

4. 株式併合の日程

取締役会決議日	2022年5月23日
株主総会決議日	2022年6月29日
株式併合の効力発生日	2022年6月29日

5. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	△22,036,059円55銭
1株当たり当期純損失	29,750,531円26銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

五洋インテックス株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 藤井 幸雄
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 本郷 大輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、五洋インテックス株式会社の 2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までの第 45 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、継続して重要な営業損失を計上しており、債務超過の状況にある。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか

か結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

五洋インテックス株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 藤井 幸雄
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 本郷 大輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、五洋インテックス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、五洋インテックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、継続して重要な営業損失を計上しており、債務超過の状況にある。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理

性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、五洋インテックス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第45期事業年度(2021年度)の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法第362条第4項6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)に関しては、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③ さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 前期・第44期の（その他の注記）の（外部調査委員会の再設置について）にて、「外部調査委員会による調査の終了時には委員会より調査報告書を受領次第、速やかにお知らせします。」とされていますが、外部調査委員会から調査報告書を昨年10月に受領されてから、何ら公表されていません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月30日

五洋インテックス株式会社 監査役会

常勤監査役 森 慶典 ㊟

社外監査役 中村 雅晴 ㊟

社外監査役 山本 孝之 ㊟

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う目的及び理由

当社は、2022年5月23日開催の臨時取締役会において、2022年6月開催予定の第45回定時株主総会に、株式併合について付議することを決議いたしました。当社の発行済株式総数は、2022年3月31日時点で20,815,585株であり、この株式数は当社の事業規模からみて多い状態にあると考えております。また、株式管理コストの削減を早急に実施し、利益の向上を図り財務内容の改善につながると考えておりますので、当社株式の併合について、株主様の承認をお願いするものであります。

2. 株式併合の概要

(1) 併合の割合

当社株式1,000,000株を1株に併合いたします。

(2) 株式併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

2022年6月29日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

80株

発行可能株式総数についての定款規定は、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日に、下記のとおり変更されるものとみなされます。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>43,262,300株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>80株</u> とする。

(4) 併合の割合の定め等の相当性に関する事項

①併合の割合の相当性

1,000,000株を1株に併合する株式の併合を実施することにより、吉川元宏氏以外の株主の皆様が有する当社株式の数は、1株未満の端数となります。

かかる方針は、当社の事業の再建を目的としたものであります。株式の併合により、経営の合理化及び機動的な意思決定等を実現することにより、当社の抱える赤字及び債務超過状態の解消を中長期的に図るもので、当社取締役会において複数回、具体的な協議・検討を重ねたものであります。

株式の併合の割合は、かかる理由により決定したものであり、もとより相当なものであると判断しております。

②当社の株主の利益を害さないように留意した事項

株式の併合後、端数株式の買取手続を行う予定であります。かかる買取手

続においては、当社より独立した第三者算定機関として、澤口公認会計士事務所
 に当社株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、澤口公認会計士事務所
 は、本株式併合の関連当事者には該当せず、重要な利害関係を有しておりませ
 せん。

澤口公認会計士事務所から取得した株価算定結果に基づく株式の価値を基
 準として、買取価格を設定することとし、当社の株主に不当な不利益を被るこ
 とのないよう留意しております。株式算定結果の概要は以下のとおりです。

記

本株式併合における算定手法を検討した結果、当社普通株式の株式価値に
 ついて多面的に評価することが適切であるとの考え方に基づくものの、当社
 が非上場会社であり継続企業の前提に疑義があることから、時価純資産法を
 用いて普通株式の価値算定を行っております。

時価純資産法による株式評価は2022年3月期の会計監査人の意見表明後の
 2021年9月末の中間決算に基づくものであります。株式評価の結果、株式価値
 は0円となり、一株当たりの株式価値も0円となっております。

評価方法	株式価値	一株当たり株式価値
時価純資産法（コスト・アプローチ）	0円	0円
参考：DCF法（インカム・アプローチ）	0円	0円

時価純資産法	評価対象会社の資産・負債を時価評価して差額の純資産を 株式価値とする方法
DCF法	将来得られるであろうキャッシュ・フローを加重平均コス ト（WACC）によって現在価値に還元した合計額を事業価値 とし、これに非事業用資産の時価を加算したものを企業価 値とし、これに有利子負債を控除したものを株式価値とす る方法

以上

③端数株式の処理の方法に関する事項等

株式の併合の結果生じる端数株式については、会社法第235条第2項及び第
 234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、その端数の合計数に
 相当する株式を吉川元宏氏が買い取ることを予定しています。

この買取価格については、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、
 本株式併合の効力発生日の前日である2022年6月28日の最終の当社の株主
 名簿に記載又は記録された株主の皆様が保有されている当社株式の数（端数）
 に、0.1円を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様へ交付されることと

なるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数処理が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

かかる金額は、当社より独立した第三者算定機関である澤口公認会計士事務所から取得した株価算定結果に基づく価値を基準としたものがいずれも0円との評価であることから、プレミアム価値として0.1円を付与した金額としております。

当該株価算定実施以降、株価算定の基礎となる事情には重大な変更は生じておりませんので、相当な金額であると判断しております。

なお、吉川元宏氏による買取代金支払のための資金は、本人の所有する資産より捻出し、供託手続きすることを予定しております。当社は、吉川元宏氏の通帳残高を確認しており、吉川元宏氏によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

当社は、2022年7月上旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却について裁判所の許可を求める申立てを行うことを予定しております。

当社は、当該裁判所の許可を得て、2022年8月上旬を目途に当該当社株式を吉川元宏氏に売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2022年9月上旬を目途に当該代金を株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

当社は、株式併合の他社事例における裁判所の許可の取得及び当該売却に係る代金を交付するために要する期間を踏まえて、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われる見込みがあり、また、当該売却により得られた代金の株主の皆様への交付が行われる見込みがあるものと判断いたしました。

(5) 最終事業年度末日後に重要な財産の処分、過大な債務負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当する事項はございません。

3. その他

なお、その他手続上の必要事項に関しましては、当社取締役会にご一任いただきたく存じます。

第2号議案 定款一部変更の件（本店の所在地）

1. 提案の理由

当社は、管理部門及び物流部門の業務効率化、また品質管理部門を集約し、より一層の品質管理を徹底するため、本店を移転することといたしました。これに伴い、現行定款第3条の本店の所在地を変更するものであります。なお、本変更は、2023年に開催予定の第46回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、附則にその旨の規定を設けるものであります。

当該附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除します。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（本店の所在地）</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>東京都中央区</u>に置く。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>（本店の所在地）</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>愛知県小牧市</u>に置く。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>（<u>本則第3条の変更に係る効力発生日</u>）</p> <p><u>第1条 本則第3条の変更は、2023年6月に開催を予定する第46回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は本店移転の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>

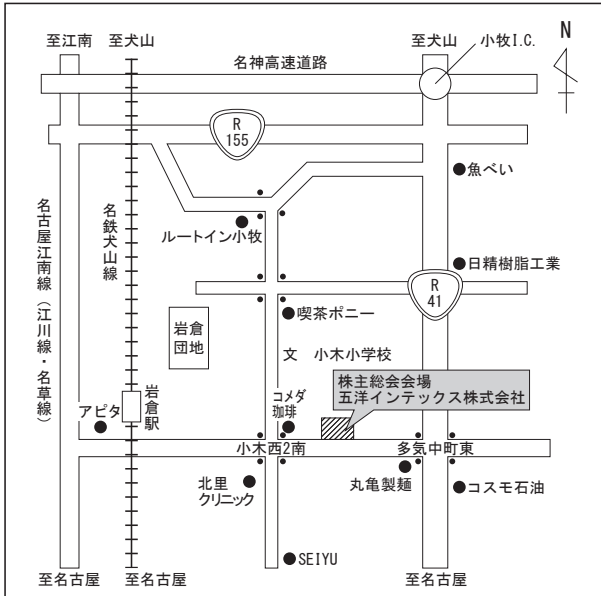
以上

株主総会会場ご案内図

五洋インテックス株式会社

愛知県小牧市小木五丁目411番地

TEL(0568)76-1050



株主総会会場への交通案内

- 名神高速道路「小牧」I.C. よりお車で約15分
- 名鉄犬山線「岩倉」駅よりお車で約5分

なお、駐車場台数に限りがございますので、できるだけ、公共交通機関をご利用ください。